

平成25年10月に発生した台風24号被害に対する
災害義援金の取扱いについて
－鹿児島県大島郡与論町における災害義援金－

平成25年10月7日に発生した台風24号により、鹿児島県大島郡与論町において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により災害義援金の受け付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

鹿児島県大島郡与論町（よろんちょう）

お客様の災害義援金は被災地域の信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体に寄付されます。

2. お取扱期間とお振込先

平成25年10月28日（月）～平成25年12月30日（月）

寄付先	災害義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号	口座名義人
鹿児島県 大島郡 与論町	奄美大島信用金庫 与論文店	006	普通	0304428	与論町台風24号災害義援金 与論町長 南 政吾

3. 振込手数料

無料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》
地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。
お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以上